

## 日本におけるキャンプ場を通じた森林利用の発展と現状

平野悠一郎<sup>\*、1</sup>

第二次世界大戦後の日本では、1950～70年代の各部門に跨る制度基盤の構築等を背景に、1980～90年代に森林内でもキャンプ場が次々に設置され、幅広い社会的承認に基づく森林利用としての地位が確立された。2000年代以降は、経済不況等を受けてキャンプ場経営が悪化し、その中から民間を中心とした再生の動きが見られてきた。この動きは、近年、キャンプ場を通じた森林利用を多様化させる方向性を示している。すなわち、森林内での教育・体験を掲げる組織キャンプ、滞在を主目的としたソロキャンプ、グランピング、ワーケーション、或いは、レジャーの充実等の利用者ニーズに対応した施設整備がなされてきた。また、この多様化の結果、キャンプ場運営を通じた様々な森林の有効活用と地域活性化への可能性が生まれている。各地のキャンプ場では、林地、立木、森林空間が活用され、利用者向けの薪生産が、森林管理・経営の担い手確保を含む地域の林業経営の再編・発展を促した事例も見られる。また、それらがもたらす雇用の確保に加え、利用者のニーズを地域の経済効果、交流・関係人口の増加、地域資源の総合的・持続的な利用に結びつける形で、地域活性化が促されつつある。

キーワード：地域活性化、社会的承認、森林有効活用、薪生産

**Yuichiro Hirano<sup>\*、1</sup> (2023) Development and Current Situation of Forest Use by Camping Sites in Japan. J Jpn For Soc 105: 76-86** After the Second World War, camping and camping sites in forests have developed and increased significantly from the 1980s to 1990s in Japan, relying on the laws and institutions established from the 1950s to 1970s across multiple administrative sectors, obtaining social approval as a legitimized outdoor activity and forest use. Since the 2000s, the management of these camping sites has deteriorated mainly owing to economic recession, which caused the movement of camping site renewal by the private sector. This movement directed the diversification of forest use by camping sites in recent years. Camping facilities have been developed in many ways to meet the needs of campers, including organized group camps that promote education and experience in forests, solo camps, glamping, and workcations under the spread of the COVID-19 that demand relaxing or productive environment, and leisure camps that require enrichment of outdoor activities. As a result of this diversification, possibilities for effective utilization of forests and regional revitalization through the management of camping sites have been observed. Many camping sites have utilized forest lands, standing trees, and forest spaces to develop facilities and services, and there are cases where firewood production for campers has promoted the reorganization and development of local forestry and securing of personnel for forest management. In addition to securing local employment brought by reorganization, local revitalization in rural and mountainous areas has been promoted through the linkage of the needs of campers to positive economic effects, increase of the visitors who deeply connected to local people, and comprehensive and sustainable use of resources in local societies.

**Key words:** Rural revitalization, legitimacy, forest utilization, firewood production

## I. はじめに

本稿は、第二次世界大戦後（以下、戦後）の日本におけるキャンプ場を通じた森林利用の発展過程・現状を把握し、森林を活かした持続的な社会構築に向けての可能性・課題を示すことを目的とする。今日の日本において、森林を含めた野外でのキャンプは、幅広く社会に認知された利用活動となっている。総務省（2017）の社会生活基本調査によれば、2016年に約730万人がキャンプに参加したとされる。林野庁（2021）も、国有林内のキャンプ場の紹介を積極的に行う等、レクリエーションや教育を目的とした森林利用とキャンプを位置づけている。その日本での歴史も、野外での活動としてはスキーやゴルフ等と並んで古く、20世紀初頭の時点で教育や社会事業の一環としての組織（集団）キャンプが導入されていたことが明らかになっている（山脇 2010；吉田ら 2020；中島 2021等）。

こうした位置づけにありながら、これまで、日本でのキャンプによる森林利用の動向や発展過程に注目した研究は殆ど見られていない。もっとも、キャンプという活動、およ

びそのフィールドとしてのキャンプ場には、多方面から焦点が当てられてきた。まず、公益社団法人日本キャンプ協会（以下、日本キャンプ協会）の発行する『キャンプ研究』（1997年～）は、キャンプに関する総合的な研究・実践報告の場（星野ら 1997）と位置づけられてきた。しかし、その後においては、同時期に発足した日本野外教育学会による『野外教育研究』（1997年～）と共に、組織キャンプが参加者に与えた影響・効果を、教育学・心理学の観点から分析する研究（岡村ら 2000；築山ら 2011等）や、キャンプ自体の歴史的な発展経緯を明らかにする研究（中島 2021等）が中心となっている。次に、地域研究や自然資源管理の観点から、キャンプ場の運営や管理に着目したものが挙げられる。例えば、愛甲（1993）らは、自然の適切な管理・利用を促す目的から、キャンプ場の利用者における混雑感の内実を分析している。これらには、キャンプによる森林利用の研究という側面はあるものの、渡邊ら（2003）や松田ら（2013）と同様、個別のキャンプ場を事例とするものであり、全体の動向は把握されていない。一方、田中（2005；2007；2015）は、明治期から1990年代

\*連絡先著者（Corresponding author）E-mail: hiranoy@affrc.go.jp  <https://orcid.org/0000-0002-3348-2064>

<sup>1</sup> 国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所関西支所森林資源管理研究グループ 〒612-0855 京都府京都市伏見区桃山町永井久太郎 68 (Forest Management Group, Kansai Research Center, Forestry and Forest Products Research Institute, Forest Research and Management Organization, 68 Nagaikutaroh, Momoyama, Fushimi, Kyoto, Kyoto 612-0855, Japan) (2022年5月17日受付；2023年1月7日受理；2023年3月1日発行)

©2023 一般社団法人日本森林学会：この著作はクリエイティブ・コモンズのライセンス CC BY-NC-ND（引用を表示し、改変せず、非営利目的に限定）の条件の元で再配布・二次利用が可能なオープンアクセスです。 <https://creativecommons.org/licenses/by-nc-nd/4.0/deed.ja>

にかけて、日本でのキャンプの森林利用に影響を及ぼした政策を、時期別、国有林・民有林別に整理している。但し、これらは観光レクリエーションに関する施策という大枠での動向整理であり、実際にキャンプの森林利用がどのように進んでいったかには触れていない。

この研究の空白は、そもそもキャンプの森林利用が、特に戦後の日本において、極めて多岐の形式、目的、様態、主体を含んできたため、全体像の把握と線引きが困難となってきたことに起因する。従来から、森林でのキャンプの形式としては、区画されたキャンプ場で行うものと、登山中のビバーク等の野営のように自由な場所で行うものがあった。一方、キャンプ参加の形式を見ると、個人（ソロキャンプ）、家族（ファミリーキャンプ）、複数の知人・友人で行うもの、或いは、キャンプ場運営者、地方自治体、民間の野外活動団体、観光業者、その他関連団体等が事業として募集・主催する集団（組織キャンプ）によるもの等に分かれていった（注1）。

キャンプの目的も、参加者や事業者に応じて多様となってきた。前述の通り、日本では、野外での活動を通じて青少年の健全な心身、豊かな情操、社会性を養うといった「教育」としての目的が、戦前の組織キャンプの導入と発展を支える大きな柱であった。対して、戦後においては、登山や名所めぐり等の観光を行う中で、単純に食事や「宿泊」のためにキャンプを行う人々も増加した。また、個々に自動車で訪れて楽しむオートキャンプのように、森林内での「滞在」や「レジャー」を主目的としたキャンプも大きな発展を遂げてきた。さらに、林野庁（2021）等で想定されているのは、キャンプを通じて周囲の自然を「体感」し、森林に親しむという目的である。これらを反映して、近年では後述のように、キャンプ場において、冒険型パーク等のレジャー施設が併設され、様々な野外教育・自然体験プログラムが用意される等の動きが見られている。

これらの多様な目的・ニーズに対応する形で、キャンプおよびキャンプ場の様態も多岐にわたってきた。山岳地域等には、登山者向けのテントスペースを確保するだけの簡易なキャンプ場（野営場・テント場）が存在する。また、自動車での来訪を前提としたオートキャンプ場も、全国各地の森林内に数多く設立されている。さらに近年では「グランピング」として、来訪者が準備を必要とせず、ホテル同様の高級サービスを受けられる宿泊・滞在施設を用意したキャンプ場も増えてきた。反対に、食事や宿泊のための施設や用具を伴わず、区画された森林のみをキャンプ向けに貸し出す事例も見られるようになった。

加えて、多様化するキャンプの森林利用の動向を詳らかにするには、立場・価値認識の異なる複数の主体の存在を踏まえる必要も生じる。これらは大別すると、キャンプの参加者（利用者・来訪者・愛好者）、事業者（組織キャンプ運営者）、フィールド運営者として捉えられよう。参加者は、森林でのキャンプを通じて、成長、休養、楽しみ等の便益が得られる。一方、事業者は、指導員を養成・確保し、集団による組織キャンプを主催することで、事業収益を得つつ野外教育の発展、社会福祉の向上、自然体験機会

の提供といった事業目的を達成する。フィールド運営者は、キャンプ場をはじめとした土地の地権者や管理者であり、キャンプ利用への提供を通じて、地代・収益の確保、保有森林の有効活用、居住地域の活性化といったメリットを得る（注2）。

これらの多様化した形式、目的、様態、主体を全て踏まえて、戦後日本におけるキャンプの森林利用の動向と特徴を論じるのは、本稿に与えられた誌面でも困難であり、また、内容の浅薄化と論点の拡散を招く。そこで、本稿では、「キャンプ場を通じた森林利用」に限定した整理・検証を行う。その理由と意義は以下の通りである。

まず、キャンプ場は、林地をはじめ一定面積の土地を区画し、キャンプを明確な目的として利活用するものである。すなわち、キャンプと森林の結びつきを最も端的に示しており、キャンプの発展を通じた森林の有効活用が、林業の低迷に伴う森林の過少利用、森林管理・経営の担い手不足といった、近年の森林政策上の課題解決に向けて、どのような可能性を持ち得るのかを検証する最適な対象となる。これに関連して、2020年初頭からの新型コロナウイルス（COVID-19）の世界的な感染拡大に伴い、感染の拡がりやすい室内・屋内での「三密」（密集、密接、密閉）が避けられるとの観点から、キャンプ場としての森林の利活用に注目が集まっているとの指摘も見られる（日本オートキャンプ協会 2021；神戸新聞 2022 等）。なお、本稿においてキャンプ場を通じて利用される森林とは、キャンプ場として区画されている森林、および周囲にあって景観を形成し、キャンプ場を基点とした散策等のレジャーや物質生産の場となっている森林を含む。特に前者は、雑種地・レジャー施設等として登記・変更され、民有林では地域森林計画（5条森林）外となっている場合もある。

次に、外部からの利用者による宿泊や滞在を伴うキャンプ場は、地権者の収入増、地域への経済効果、雇用確保、交流・関係人口の増加を帯同し、キャンプの森林利用を地域活性化へと結びつける軸となる（注3）。近年では、林野庁の主導する「森林サービス産業」でも、キャンプを含めた森林空間利用ビジネスの振興を通じて、農山村地域の活性化を促すことが目標とされている（注4）。

また、土地区画としてのキャンプ場は、日本においてレジャー目的を含む利用活動が、広く森林での用地確保に成功した先駆事例と位置づけられる。例えば、マウンテンバイク（平野 2016）、トレイルランニング（平野 2018）、フォレストアドベンチャー（平野 2020）等、近年、勃興しつつある新しいレジャー利用活動が、日本の森林内でフィールドを確保するには大きな困難を伴ってきた。その直接的な原因は、国有林、自治体、企業、個別の森林所有者等の森林・山道の地権者や管理者が、利用者の事故等に際して自らの安全管理・賠償責任を問われることや（皆上ら 2013；溝手 2015）、土地荒廃への懸念から、それらの活動への用地提供に消極的となってきたためである（土屋 2016）。しかし、この地権者・管理者の懸念は、キャンプ場の設立に対しても等しく当てはまる。むしろ、利用者が自動車で乗り入れ、長く滞在し、火を使用するキャンプ

場は、他のレジャー利用よりも安全管理・賠償責任や火災等による土地荒廃のリスクは高い。にもかかわらず、今日、国有林や自治体管理の公有林においてさえ、数多くのキャンプ場が設立されているのは、キャンプの森林利用がその発展過程で、地権者・管理者を含めた社会的承認・レジティマシー（正統性／正当性）（宮内 2006）を獲得してきたことを意味する。菅（2005）は、この獲得の要件・根拠として、経済的価値、社会的地位、権威、法律、感情（好悪や愛憎、共感や同情）、慣習、歴史等を挙げ、関連主体の立場、周囲の人々を含めた価値認識とその変化・共有のプロセス、その立場や価値を保障する制度基盤の確立等が、社会的承認の形成を促すと想定する。では、キャンプ場の森林利用において、この社会的承認はどのような主体の働きかけや仕組みを通じて獲得されたのか。この解明は、今後、新た

な森林利用活動が、日本において普及・定着を図る上での大きな示唆となる。

以上の観点に基づき、本稿は、戦後の日本におけるキャンプ場を通じた森林利用の発展と現状を整理し、多様な目的や利用形態を内包してきたキャンプが、森林の有効活用、地域活性化、そして他の森林利用活動の社会的承認の獲得に向けて、どのような可能性と課題を示しているかを明らかにする。

## II. 方法

本稿では、まず、戦後のキャンプ場を通じた森林利用の発展過程について、年表（表-1）等に基づく形で概観的に把握する。その際、新型コロナウイルス感染拡大の影響等、近年の動向についても論述する。その上で、キャンプ場を

表-1. 年表：日本におけるキャンプ場を通じた森林利用の発展過程

時期区分	年	事項	内容・影響	
制度基盤整備 (1950～70年代)	1951	全日本学生キャンプ開催	読売新聞社の主催で、長野県戸隠高原にて。以後、環太平洋学生キャンプとして毎年開催。	
	1953	文部省：「青少年キャンプ指導の手引き」刊行	主要な民間事業者の働きかけで、青少年の教育目的の組織キャンプを規格化。	
	1956	「都市公園法」制定（建設省管轄）	現在、国土交通省管轄の都市公園において、多数のキャンプ場が内設。	
	1958	文部省：青年の家の設立補助を開始	現在、(独)国立青少年教育振興機構に属する国立青少年交流の家や、自治体設置の公立青年の家等として、複数のキャンプ場が内設。	
	1961	「スポーツ振興法」制定（文部省管轄）	キャンプ活動の普及奨励、キャンプ場の開設に努めることが国・自治体に求められる（第10条）（現：「スポーツ基本法」第24条）。	
	1961	厚生省：国民休暇村制度が開始	現在、国立公園・国立公園における休暇村として、25か所のキャンプ場が内設。	
	1966	科学技術庁資源調査会「自然休養地としての森林の保全開発に関する勧告」	レクリエーション需要に応じた森林の区分・確保、自然休養地における教育指導の推進等を勧告。	
	1966	林野庁「国有林野内に設置する野営場の取扱について」	国有林内でのキャンプ場（国設野営場）の設置が推進。	
	1966	県民の森設置開始（16か所）	現在、各都道府県に多く設置され、多数のキャンプ場が内設。	
	1966	日本キャンプ協会設立	1990年に文部省の認可を受けて社団法人となり、2012年より、現在の公益社団法人日本キャンプ協会となる。	
	1967	第1回全国キャンプ指導者養成講習会	日本キャンプ協会による。1975年以降、キャンプ指導者資格検定制度。	
	1967	林野庁：国有林「自然休養林」制度の開始	「自然休養地としての森林の保全開発に関する勧告」を受け、1968年「取扱要領」制定を経て、1969年に10箇所が指定。その後の「レクリエーションの森」の基礎となる。	
	1969	日本オート・キャンプ協会設立	運輸省から公益法人として認可。2012年4月より、現在の一般社団法人日本オートキャンプ協会となる。	
	大々の増加 (1980～90年代)	1971	運輸省：青少年旅行村事業が開始	青少年の健全な育成と旅行の推進を目的に、自治体によるキャンプ場を含むレクリエーション施設の整備を補助。
		1971	第1回全日本オートキャンプ大会開催	日本オート・キャンプ協会の主催で、静岡県朝霧高原にて。以後、毎年開催。
1971		林野庁：生活環境保全整備事業が開始	治山事業の一環として開始されたが、キャンプ場を含む保健休養施設が整備される。	
1971		林野庁「国有林野内に林間学校等を設ける場合の取扱について」	国有林内でのキャンプ等を伴う林間学校の設置が推進。	
1971		環境庁：国民休養地制度が開始	都道府県立自然公園において、キャンプ場を含めたレクリエーション施設の整備を補助。	
1971		農林省：自然休養村制度が開始	地域農業の振興と保養の場の提供を目的に、キャンプ場を含めたレクリエーション施設の整備を補助。	
1972		林野庁「レクリエーションの森の管理運営について」	自然休養林等の国有林内のレクリエーション施設が、キャンプ場を含めて「レクリエーションの森」に統合。現在、全国593箇所、26.7万haが指定され、多数のキャンプ場が内設。	
1972		林野庁：第2次林業構造改善事業が開始	民有林での林間キャンプ場の設立・整備を含めた森林総合利用促進事業が補助対象となる。	
1975		文部省：国立少年自然の家を設立	現在、(独)国立青少年教育振興機構に属する国立青少年自然の家として、複数のキャンプ場が内設。	
1975		林野庁：青少年の森整備事業が開始	以後、二十一世紀の森整備事業、体験の森整備事業へと展開し、複数のキャンプ場が内設。	
1978		運輸省：家族旅行村事業が開始	家族旅行の推進を目的に、自治体によるキャンプ場を含むレクリエーション施設の整備を補助。	
1980		林野庁：新林業構造改善事業が開始	第2次林業構造改善事業と同様、林間キャンプ場の設立・整備を含めた森林総合利用促進事業が補助対象となる。	
1986		「オートキャンプ白書」が発行開始	日本オート・キャンプ協会による。以後、オートキャンプ白書として毎年発行。	
1987		「総合保養地域整備法（リゾート法）」制定	バブル経済を受けて民間投資による大規模リゾート開発を奨励。森林での各種のレジャー施設建設が盛んになる。	
民間再生・多様化 (2000年代～)		1990	林野庁：林業山村活性化林業構造改善事業が開始	林間キャンプ場の設立・整備を含めた森林活用環境施設整備事業や森林体験・交流促進施設整備事業が補助対象となる。
	1992	運輸省：家族キャンプ村事業が開始	家族によるオートキャンプを念頭に、自動車旅行拠点として自治体によるキャンプ場等の施設の整備を補助。	
	1992	日本アウトドアネットワーク発足	各自然学校が中心となり、体験型の組織キャンプの情報共有やロビング等を目的に設立。	
	1993	環境庁：自然体験滞在拠点整備事業	国立・国立公園内で、オートキャンプ場を含む自然体験滞在拠点の整備を補助。	
	1993	「都市公園法」施行令改正	公園施設としてのキャンプ場が補助対象施設に位置づけられる。	
	1994	建設省「都市公園におけるオートキャンプ場の計画指針」策定	前年に建設省の主導で作られた「オートキャンプ研究会」の協力の下、オートキャンプ場の全国展開と緊急整備を念頭に、都市公園内での整備のガイドラインを定める。	
	1995	アウトドアリゾート事業 PICA（ピカ）創設	以後、民間フィールド運営企業として、再生を含めて10箇所のキャンプ場運営を担う（現：株式会社ピカ）。	
	1997	『キャンプ研究』創刊	日本キャンプ協会による。以後、毎年発行。	
	1997	日本野外教育学会発足	以後、キャンプを含む野外教育に関する研究誌『野外教育研究』を発行。	
	1998	林野庁「国有林野の活用に関する法律」改正	国有林の公衆の保健に関する活用が明記。	
	2000	自然体験活動推進協議会設立	関連団体を合わせて、以後、キャンプ等の自然体験活動の普及や指導者養成を推進。	
	2003	「地方自治法」改正	自治体によって設立されたキャンプ場運営への指定管理者制度が導入。	
	2015	星野リゾート：グランピング施設開業	以後、メディアを通じてグランピングが一般化し、キャンプ場の運営スタイルとしても定着。	
	2016	オンライン検索・予約サイト「なっぷ」運営本格化	以後、約4,000箇所のキャンプ場を網羅し、数十万人の登録者を持つ日本最大の検索・予約・業務管理システムとなる。	
	民間再生・多様化 (2000年代～)	2016	環境省：国立公園満喫プロジェクトの開始	インバウンド観光を念頭に、国立公園内で、民間事業を活用したキャンプ場の再生やグランピング施設の充実を促進。
2019		株式会社 Recamp 設立	以後、民間フィールド運営企業として18箇所のキャンプ場再生を担う。	
2019		林野庁：森林サービス産業が開始	キャンプを含めた森林空間利用ビジネスの振興を通じて、農山村地域の活性化を促進。	
2020		新型コロナウイルスの感染が世界的に拡大	組織キャンプ・キャンプ場での感染抑制対策が求められると同時に、密が避けられる野外活動として再注目される。	

田中（2005）、日本キャンプ協会（2001）、日本オート・キャンプ協会（2009）、日本オートキャンプ協会（2019）、関連法令規定、および関係者への筆者らの聞き取り調査等に基づいて筆者作成。

通じた森林利用の現状を、関連の統計データに基づき検証する。最後に、今後の森林の有効活用、地域活性化、他の森林利用活動の普及・定着に向けて、キャンプ場を通じた森林利用の展開が示す可能性と課題を整理する。

上記の整理・検証は、文献調査、関連統計データの分析、および筆者による聞き取り調査の結果を踏まえて行う。文献調査は、上記を含む関連の先行研究、関連組織の活動記録や回顧録（日本キャンプ協会 2001；日本オート・キャンプ協会 2009；日本オートキャンプ協会 2019 等）、新聞記事等から、キャンプ場を通じた森林利用の発展過程を示す記述を通時的に整理した。その上で、その背景や促進要因となった法令や補助事業等の内容を、公刊資料を用いて把握した。関連統計データは、キャンプ関連主体を代表する全国組織である日本キャンプ協会、一般社団法人日本オートキャンプ協会（以下、日本オートキャンプ協会）、および、日本最大のキャンプ場のオンライン予約・検索サイトである「なっぷ」の運営母体から提供を受けた。聞き取り調査は、2019～2022 年にかけて対面・オンライン形式にて、上記の3団体（注5）、および森林内のキャンプ場に関わる複数の事業者、フィールド運営者に対して実施した（注6）。

### III. 結 果

#### 1. 日本におけるキャンプ場を通じた森林利用の発展過程

1) キャンプ場をめぐる制度基盤の整備：1950～70 年代  
戦後の日本では、1950～60 年代にかけて、青少年の教育再生の一環として野外でのキャンプが注目された。また、経済復興を経て人々の暮らしに余裕が生まれるにつれ、レジャー活動としても位置づけられ、多くの愛好者を獲得しつつ社会への定着が進んでいった（日本キャンプ協会 2001；日本オート・キャンプ協会 2009 等）。

この時期、教育やスポーツといった当時の文部省（現：文部科学省）の管轄に相当する部門で、野外でのキャンプの制度化が先行している（表-1）。1953 年には、文部省『青少年キャンプ指導の手引き』が発行されている。これは、YMCA（キリスト教青年会。現：公益財団法人日本 YMCA 同盟）、YWCA（キリスト教女子青年会。現：公益財団法人日本 YWCA）、ボーイスカウト（現：公益財団法人ボーイスカウト日本連盟）、ガールスカウト（現：公益社団法人ガールスカウト日本連盟）等、当時、教育目的の組織キャンプを展開していた民間事業者が主導した動きとされる。この発行による組織キャンプの規格化の理由としても挙げられるように、1950～60 年代にかけて、野外でのキャンプは既に大きな拡がりを見せており、自己中心的な参加者や無軌道な商業化に伴う地域社会からの批判、および事故の増加への懸念に直面してもいた（中村 1995；日本キャンプ協会 2001）。一方、1958 年には、キャンプ場や宿泊施設等を伴う国公立の「青年の家」への補助制度が、文部省によって開始されている。そして、1961 年の「スポーツ振興法」では、第 10 条で国と地方自治体が、キャンプ活動の普及奨励と、そのフィールドとなるキャンプ場の開設に努めべきと定められた。

この後、1960～70 年代にかけて、各省庁の管轄する事業や法令・通達等において、森林でのキャンプ場設立を促すものが目立つようになる。1961 年には、厚生省（現：厚生労働省）による国民休暇村の整備が開始された。現在は、一般財団法人休暇村協会の管理運営下で、国立公園・国定公園内の 25 カ所の休暇村にキャンプ場が内設されている（注7）。1966 年には、科学技術庁資源調査会から「自然休養地としての森林の保全開発に関する勧告」が出され、キャンプを含めた野外でのレクリエーション・教育への社会ニーズに応える形で、森林の利活用を行っていくべきとされた（科学技術庁資源調査会 1966）。

田中（2005）は、この勧告が、1964 年「林業基本法」制定をはじめ木材生産を主とする当時の雰囲気の中で、キャンプ場を含むレクリエーション利用を林野庁の施策に組み込む役割を果たしたと評価する。林野庁は、直後の同年7月に「国有林野内に設置する野営場の取扱について」を通達し、国有林内でのキャンプ場（国設野営場）の設置を制度化すると共に（林野庁 1995）、翌年から国有林での「自然休養林」制度を開始するに至った（田中 2005）。この自然休養林制度は、1972 年以降の国有林「レクリエーションの森」制度の基礎となり、今日までに、全国 593 カ所、26.7 万 ha が画定され（注8）、多数のキャンプ場も内設・運営されてきた。加えて、1971 年からの生活環境保全林整備事業と、1972 年に発足した第2次林業構造改善事業は、レクリエーションを含む森林の総合利用と、それに基づく施設整備を大きく促したとされる（八巻 1993；土屋 2002）。前者は、治山事業の一環として開始されたが、主に都市近郊にて保健休養の場を提供する森林に対して指定され（田中 2005）、自治体等によるキャンプ場を含めた施設整備を伴うことにもなった。後者では、林業経営の効率化という目的において、「林間キャンプ場」等の施設整備を含めた森林総合利用促進事業が加えられた（林野庁森林組合課 1978）。その結果、1980 年からの新林業構造改善事業、1990 年からの林業山村活性化林業構造改善事業と併せて、1970～90 年代の実施期間に、主に農山村地域の自治体により、多くのキャンプ場が補助を受けて森林内に設立されることになった。

運輸省（現：国土交通省）も、1971 年に青少年旅行村事業をスタートさせた。これは、青少年の健全な育成と旅行の推進を目的に、自治体によるキャンプ場を含むレクリエーション施設の整備を促進・助成し、併せて地域振興を図るというものである。1978 年には、家族旅行を対象とした家族旅行村事業、1992 年には、オートキャンプを念頭に置いた家族キャンプ村事業も開始された。1997 年までに、これらの事業地で設立されたキャンプ場は数十箇所に及んでいる（日本観光協会 1997）。この他、環境庁（現：環境省）と農林省（現：農林水産省）も、キャンプ場の設立を含む補助制度をそれぞれ 1971 年に開始している。

また、1966 年には、キャンプの関係主体を代表する日本初の全国組織として、日本キャンプ協会が設立された。この団体は、設立当初から組織キャンプの振興を通じた野外教育の推進を主眼に、そのための事業者の立場を代表し、

適切なプログラムの構築や指導者の育成を進めることを目的としていた。YMCA, YWCA, ボーイスカウト, ガールスカウトの主要な民間事業者4団体が中心となり、他の民間の野外活動団体、大学・高校、文部省、日本赤十字社、読売新聞社等の関係者が発起人に名を連ねている。翌1967年からキャンプ指導者養成講習会、1975年以降はキャンプ指導者資格検定制度として、指導者育成事業を進めている。1990年に文部省の認可を受けての社団法人となり、2012年より現在の公益社団法人となった。連携団体として各都道府県のキャンプ協会を位置づけており、会員数は約6,000名である（注9）。

1969年には、社団法人日本オート・キャンプ協会が設立されている。こちらは、個人や家族等の単位で、キャンピングカー・自家用車等を活用して楽しむオートキャンプの普及と、その愛好者を中心とした関連主体を代表することを目的としていた。当初から運輸省の公益法人としての認可を受けており、日本自動車工業会等の自動車業界の支援を受けていた。また、初代会長の野田卯一から、森喜朗、野田聖子と有力議員を会長に迎えており、オートキャンプや関連製品の普及に向けてのロビイング団体としての側面も持っていた。以後、オートキャンプの大会や関連製品の展示会等のイベントを主催しつつ、各地のキャンピングクラブ、関連製品企業、キャンプ場等のフィールド運営者を含めた幅広い主体を代表する役割を果たすようになる。2012年4月より、一般社団法人日本オートキャンプ協会となり、現在、これらの多様な主体を含めた正会員数は約1,200である（注10）。

すなわち、日本では1950～70年代にかけて、教育面での動きを皮切りに、滞在・レジャー・保養、観光・交通、森林経営管理といった各部門や関連主体に跨る形で、キャンプ場を通じた森林利用を促す制度基盤が整えられていった。

## 2) キャンプ場の大々の増加：1980～90年代

1980～90年代にかけて、日本におけるキャンプ場を通じた森林利用は拡大期を迎えることになった。この時期は、高度経済成長からバブル期に至る所得の増大を反映して、レジャー、自然環境、生活の質に対する関心が高まった。このため、教育、滞在、レジャー、自然の体感といった様々な目的に応じて、多くの人々がキャンプに参加するようになった。中でも、マイカーの普及に伴い、自動車で訪れて野外での食事や宿泊等の滞在を楽しむオートキャンプの急成長が大きな下支えとなった。日本オートキャンプ協会(2012)によれば、1984年に約400万人であったオートキャンプ参加人口(年1回以上オートキャンプ活動をした人間)が、1996年には約1,580万人まで増加したとされる。この需要に追随する形で、1990年代にオートキャンプ場の建設ラッシュが訪れる。現在、全国各地に存在するオートキャンプ場の内、実に50.8%が1990年代に開設されたとされる(日本オートキャンプ協会 2021)。

この建設ラッシュを、前時期に整えられていた制度基盤が支える形となった。すなわち、各林業構造改善事業(林野庁)、各旅行村事業(運輸省)、休暇村事業(厚生省)等を通じて、各地の森林内に自治体によるオートキャンプ場

の設置が促されていった。また、建設省(現:国土交通省)の管轄する都市公園においても、この時期にオートキャンプ場を速やかに整備すべく、法令改正と計画策定が進められた(後藤 1994)。

反面、これらの事業や計画に基づくオートキャンプ場の建設ラッシュは、バブル経済の崩壊を経て、経済不況が深刻化した1990年代後半から2000年代前半まで続くことになった。この背景には、公的な事業の小回りの利かなさに加えて、今野ら(1997)が指摘するように、大規模リゾート開発の撤退が図られる中、その跡地の活用手段としての官民の期待がオートキャンプ場に集まったためでもある。実際に、1990年代半ばまでは、このリゾート需要の後退に加え、週休二日制の拡大、団塊の世代の家族化等が、オートキャンプへの人気の集中を後押ししてもいた。しかし、1990年代後半に入ると不況の影響が顕著となり、オートキャンプ参加人口は、2000年に約1,020万人、2005年に約740万人へと急減した(日本オートキャンプ協会 2012)。その結果として、1990年代後半以降は施設過剰状態が演出され、多くのキャンプ場の経営が悪化した(日本オートキャンプ協会 2019)。また、長引く不況や設置した自治体の財政悪化も重なり、事業補助の終了と共に放置され、或いは閉鎖に追い込まれるキャンプ場も目立つことになった(注11)。

一方、この時期には、キャンプ人口の裾野の拡がりや、環境意識の向上等を反映して、組織キャンプにおいても多様な民間事業者が生まれることになった。例えば、森林をはじめ様々な自然の中での体験をプログラムに組み込んだホールアース自然学校(1982年～)、国際自然大学校(1983年～)等の各自然学校が挙げられる。彼らが先導する全国組織として、1992年には日本アウトドアネットワーク(JON。現:一般社団法人日本アウトドアネットワーク)が設立された。また、NPO法人自然体験活動推進協議会(CONE)は、2000年の設立以降、教育や体験としてのキャンプを含む総合的な指導者資格の整備を目指しつつ、自然体験活動の普及に向けたロビイングも展開している(注12)。

## 3) 民間ベースのキャンプ場再生と多様化：2000年代から近年の動向

2000年代から近年にかけては、民間のフィールド運営者や新規の取り組みを通じて、前時期の後半に経営が悪化したキャンプ場の再生と、管理運営の効率化、新たなキャンプ需要の創出等が図られてきた時期である。

まず、2003年の「地方自治法」の改正で、様々な補助事業等を通じて自治体が設立・管理してきたキャンプ場の運営が、指定管理者制度の導入対象となった。これに伴い、管理・サービスの悪化や情報発信・集客力の欠落で低迷していた公設キャンプ場が、域内外の民間企業等によって再生される道が拓けた。また、2010年代に入ると、観光振興の方針が政策面で本格化したことを受けて、2016年からの環境省「国立公園満喫プロジェクト」、2019年からの林野庁「森林サービス産業」等、民間の力を積極的に活用して、野外での滞在・レジャーや自然の体感を促していく施策が打ち出された。

こうした制度や状況を踏まえて、広域的に複数のキャンプ場の再生を担う民間のフィールド運営企業も登場するようになった。1995年に三井不動産販売（現：三井不動産リアルティ）株式会社の下で創設されたPICAリゾートは、富士急行株式会社の関連会社に移行した後、今日に至るまで、株式会社ピカとして山梨県を中心に再生を含めた10カ所のキャンプ場の運営を手掛けてきた（注13）。また、2019年に株式会社スペースキーと株式会社R.projectの合弁で創設された株式会社Recampは、2022年現在、株式会社R.projectの完全子会社として全国各地で18カ所のキャンプ場の再生に基づく運営を行っている（注14）。

これらの民間主体を通じて、集客力向上や収益性の観点から、キャンプ場の管理運営を効率化する取り組みも生み出されてきた。2000年代前半、上信越地方の四つのキャンプ場に特化したオンライン予約システムが、株式会社ピカの下で開発された。2016年には日本最大のキャンプ場に関するオンライン検索・予約サイトである「なっぷ」の運営が本格化した。「なっぷ」で検索可能な全国の登録キャンプ場は4,000カ所以上にのぼっており、契約を通じて予約の管理代行サービスを受ける（「なっぷ」で予約可能な）キャンプ場は1,000程度となっている（注15）。これを通じて、各キャンプ場は、集客力の向上のみならず、予約管理や情報発信等の業務負担の軽減が可能となってきた。

管理運営の効率化という面で、もう一つ進められているのが、主に冬場（オフシーズン）や平日といったキャンプ場の閑散期対策である。北軽井沢スイートグラス（群馬県長野原町）を設置・運営してきた有限会社きたもっくは、2009年にキャンプ場内の全施設に薪ストーブを導入することで、冬場の利用者拡大に成功した。これを受けて、2015年以降は、薪の生産供給事業を軸に、周囲の森林240haを自社で取得し、キャンプ場を基点としたエネルギー自給、地域資源の循環利用による「山との豊かな産業構築」を目指す取り組みを展開している（注16）。また、指定管理者として四徳温泉キャンプ場（長野県中川村）を再生・運営するWaqua合同会社は、場内の温泉の活用を軸に利用者の10倍増を達成し、木工、自然体験、Wi-Fi等を備えた平日の仕事の場の提供（ワーケーション）といった多彩なプログラムと施設整備を組み合わせることで、長期滞在型の誘客を目指している（注17）。

以上にも見られるように、近年では、民間主導の再生に伴う課題解決と需要創出が図られる中で、キャンプ場を通じた森林利用が多様な方向性を持つようになってきている。国有林の貸付を受けてライジングフィールド軽井沢（長野県軽井沢町）等を運営する株式会社ライジングフィールドは、独自の経験・ノウハウに基づき、子供や家族の学びや気づきを促す自然・森林での教育・体験プログラムを充実させ、それをキャンプ場再生の軸としている。すなわち、フィールド運営者であると同時に、組織キャンプの事業者として教育・体験イベントを開催している（注18）。小田原市いこいの森（神奈川県小田原市）は、敷地内のキャンプ場（Recampおだわら）の管理運営を担当する株式会社Recampを含めたジョイントベンチャー：いこいの森共同

事業体が指定管理者である。この共同事業体には、隣接する森林内でフォレストアドベンチャー小田原（冒険型パーク）、フォレストバイク（マウンテンバイクコース）を運営する株式会社T-Forestryが参画しており、他の森林のレジャー利用活動と連携する形での運営が図られている（注19）。滞在・レジャー目的の来訪者に対して、様々な機会を提供して魅力を高める方向性である。さらに、2015年に株式会社星野リゾートによる施設開業以後、利用者が準備不要で訪れ、ホテル同様の高級サービスを受けられるキャンプ場の運営スタイルとして、グランピングが定着していくことになった。東急リゾートタウン蓼科内のグラマラスダイニング蓼科（長野県茅野市）を運営する東急リゾート&ステイ株式会社や、前述の株式会社ピカも、グランピング普及の方向性を掲げた施設整備を行っている（注20）。

2020年初頭から、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大が見られた結果、大人数の集団で実施されてきた組織キャンプは、大幅な事業縮小を迫られることになった（日本キャンプ協会2022）。その結果、多くのキャンプ場においても、2020年度の春先から夏場にかけて、集団での利用者を中心にキャンセルが相次ぎ、臨時休業も余儀なくされる等、経営困難に直面した。しかし、同年の夏場から秋頃にかけてより、三密を避けられる野外でのレジャー活動としてキャンプへの注目が集まった結果、家族のみならず、個人、知人・友人同士、近隣居住者といった新しい利用層を伴っての来訪者の回復が見られ、冬場にかけても伸びが続いた。これに対応した民間運営のキャンプ場の中には、以前を凌ぐ集客・収益を得たところもあった（注21）。

こうした中で、新しいキャンプの様態を提供するフィールドとして、Forenta（岐阜県東白川村）が登場した。これは、当地の林業・製材企業である株式会社山共の経営の一環として、2020年8月より、自社で所有・管理する針葉樹人工林を区画分けし、キャンプ利用を前提に年間貸出を行うというものである。立木を伐採しなければ、林地を自由に使って良い点等が人気を集め、定員を遥かに超えるキャンプ愛好者の申し込みが殺到した。開始以来、1年半の間に貸出区画の大幅な増設と、2カ所のフランチャイズ展開を行うまでに成長している（注22）。

このように、近年では、キャンプ場の森林利用が、民間ベースでのグループ化、管理運営の効率化、形式・目的・様態・方向性の多様化を伴って再編されつつある。しかし、その一方で、収支の悪化しているキャンプ場は引き続き存在しており、閑散期の稼働率の低さも全体的な課題となっている（日本オートキャンプ協会2021）。また、全体の大半を占める1990年代までに設営されたキャンプ場では、管理棟、トイレ、コテージ、キャンピング等の施設の老朽化に直面している。その中で、民間設立・運営のキャンプ場では、管理者の高齢化も問題となっている。これらの課題解決には、民間ベースの再生を軸とした一層の取り組みが求められるため、その支援の強化やマッチングの試み等が必要とされている（注23）。

## 2. 日本におけるキャンプ場を通じた森林利用の発展過程

### 1) 森林利用の現状

現時点での日本におけるキャンプ場の森林利用状況について、既存の関連統計データから正確なフィールド数・面積・利用者数を導き出すのは困難であるため、その整理と大枠での類推・検証を行う。

まず、オンライン検索・予約サイト「なっぷ」においては、「林間」のロケーションタグでの検索が可能であり、全国で2,166カ所が抽出される(表-2)。このタグは用地を含めて周囲に森林が存在するか否かで判断される。国立研究開発法人森林研究・整備機構(2021)では、市販のガイド本をデータ化し、位置や規模を勘案して1,941施設を抽出しているが、自動車アクセス可能なものに限定されている。オートキャンプ協会(2022)が集計している全国のオートキャンプ場は1,309カ所だが、全てが森林利用に結びつくとは限らない。

加えて、これまでに述べた通り、様々な形式・様態や制度的由来によって、森林におけるキャンプ場は、キャンプ場、オートキャンプ場、野営場、テント場等の名称に分かれている。また、都市公園(含:国営公園)、青少年交流・自然の家、旅行村、休暇村、自然休養林、国民休養地、自然休養村、野外活動センター、都道府県民の森、市町村民の森といった総合施設に内包されている場合がある。これら全てを、現状での閉鎖・休眠の有無を含めて把握するのは難しい。さらに、YMCA、YWCA、ボーイスカウト、ガールスカウト、各自然学校等、主要な組織キャンプの事業者は、それぞれの野外活動拠点に専用のキャンプ施設を有している。これらの多くも森林やその周囲に立地しているが、一般利用に開放していない限り、「なっぷ」等には反映されない。

これらを踏まえ、日本では現状、森林に立地しているか、森林と密接に関わる立地にあるキャンプ場が、数千カ所という単位で存在していると見るのが妥当であろう。また、キャンプ場の面積もばらつきが大きいので、利用面積の把握にあたっては、正確なフィールド数・箇所を整理した上での地理情報分析が改めて必要となる。

キャンプを通じた森林の利用者についても、上記の事情のため正確な把握は難しい。総務省(2017)のサンプル調査からの推計では、2016年にキャンプという行為を実施した人数(行動者数)が730万人となっている。一方、国土交通省(2017)は、キャンプ場・オートキャンプ場に宿泊した人数のサンプル調査を実施しており、2016年の宿泊者の延べ人数が約499万人となっている(表-2)。「なっぷ」において林間タグのキャンプ場が登録総数の約半分を占めること等を踏まえれば、森林の内部や周辺でのキャンプを楽しむ参加者・利用者・来訪者・愛好者は、年間、数百万人の単位にのぼると推測される。なお、利用の実態として、組織キャンプは、民間の事業者がそれぞれの拠点施設を使って行う場合も多い(注24)。

### 2) キャンプ場の管理運営の類型と特徴

森林におけるキャンプ場の管理運営は、幾つかの類型に区分できる。

まず、キャンプ場の土地所有形態は、国有地(林)、公

表-2. 日本におけるキャンプとキャンプ場に関する統計データ

関連統計	項目	データ
オンライン検索・予約サイト「なっぷ」 (2022年5月時点)	登録キャンプ場総数	4,475カ所
	登録「林間」キャンプ場数	2,166カ所
総務省:社会生活基本調査 (2016年)	キャンプ参加者数	約730万人
国土交通省:旅行・観光消費動向調査 (2016年)	キャンプ場・オートキャンプ場宿泊延べ人数	約499万人
	キャンプ場・オートキャンプ場宿泊旅行消費額	約1,653億円

オンライン検索・予約サイト「なっぷ」(<https://www.nap-camp.com/>)(取得日:2022年5月11日)、総務省(2017)、国土交通省(2017)より筆者作成。

有地(林)、私有地(林)のいずれかである。このうち、国有林内のキャンプ場に関しては、「国有林野の管理運営に関する法律」、「国有林野の活用に関する法律」、林野庁「国有林野内に設置する野営場の取扱について」等に基づいて運用されている。レクリエーションの森におけるキャンプ場は、協定に基づく管理運営協議会や、貸付等に基づく他主体が運営している。その他の国有林では、自治体や民間主体等への貸付や委託によるキャンプ場運営が一般的となっている。

次に、公有地と私有地のキャンプ場に関しては、自治体が私有地を借り上げて設置・運営している場合、個人や企業が公有地で管理運営の権限を取得している場合もある。すなわち、土地所有別・権利関係別の検証からは、極めて複雑なパターンが描かれることになり、管理運営や森林利用における特徴や傾向を見出すことが困難となっている。

以上の事情のため、日本オートキャンプ協会や「なっぷ」の運営母体は、関連統計データの収集にあたって、土地所有や権利関係ではなく、キャンプ場の「設置主体」と「管理運営主体」に区分して類型化する方法を採用している。

日本オートキャンプ協会(2020)のオートキャンプ場への無作為抽出調査(有効回答数298)によれば、自治体等が設置した「公設」が73.5%、個人・企業等の民間主体が設置した「私設」が26.5%となっている。すなわち、オートキャンプ場に関しては、1990年代を中心に各種の補助事業を背景として、自治体による設置が目立っていたことが裏打ちされる。しかし、実際には、公設キャンプ場の内、69.9%が指定管理者制度を通じて管理運営されている。この結果を踏まえ、73.5%の公設オートキャンプ場は、指定管理制度を前提とした「公設・民営」が51.4%、それ以外が22.1%とより細かく分けられる。また、指定管理の期間は、5年間で最多で58.8%、次いで3年間で18.3%とされる。

「なっぷ」の運営母体においては、オンライン予約の管理代行サービスの契約キャンプ場(1,000程度)に対して、管理運営状況の一斉調査を行っている。2021年3月の時点でのデータ提供によると、「林間」タグの契約キャンプ場においては、「公設・公営」が22カ所、「公設・指定管理運営」が164カ所、「民営」が309カ所であった。但し、この場合の民営には、民間フィールド運営者が、国有林や

公有地の貸付を受けている場合も含まれるとされる（注25）。この調査結果からは、森林をめぐる公設キャンプ場でも指定管理者制度による管理運営が一般化しつつあることが分かる。また、「なっぷ」のようなシステムを活用して、管理運営の効率化や新たな需要創出を主に図っているのが、民間フィールド運営者である実態も浮き彫りになっている。

総じて、現状において、キャンプ場の管理運営の類型と特徴の把握は、便宜的・限定的な形にとどまる。今後、土地所有別・権利関係はもとより、「公設」の内実や、「公営」の実態、および「民営」の個別の運営形態や事業主体に踏み込んだデータ収集が求められる。

### 3. キャンプ場を通じた森林利用による可能性と課題

#### 1) 森林の有効活用

近年、個別のキャンプ場においては、民間フィールド運営者によって、用地・周辺の森林を活用する多くの取り組みが行われている。例えば、立木を利用したツリーハウスの設置、森林内での教育・体験プログラムの提供などである。また、Forentaのように、人工林を含めた森林を区画して、キャンプの場として活用する直接的な取り組みも進められている。

木材生産を軸とした林業経営の観点から特筆すべきなのは、キャンプ場における薪需要の存在である。前述の有限会社きたもっくは、キャンプ場の薪需要を背景に、周辺の240 haの森林所有者となった後、施業チームを編成して、自社のみならず地域一帯の森林を対象に薪用の木材伐採・搬出業務を開始した。さらに、2021年には製材所を設立し、広葉樹を中心に薪と家具材を並行して生産するシステムを整備した。2022年には、年間約3,000 m<sup>3</sup>の木材を薪用に加工し、そのうち4割をキャンプ場で自家消費する計画である。残りは、地域の薪ストーブ保有者、他のキャンプ場、飲食店、宿泊施設等に販売されるが、需要に供給が追いつかない状況とされる。すなわち、キャンプ場の管理運営から出発した民間主体が、薪生産を中心に、地域の林業経営の重要な担い手となりつつある事例である（注26）。

キャンプ場の運営管理を、地域の総合的な林業経営の発展へと結びつけた事例としては、ふもとっばら（静岡県富士宮市）を運営する株式会社ふもとっばらが挙げられる。地域の大規模森林所有者である竹川将樹氏は、2006年に同法人を設立して富士山が眼前に広がるキャンプ場を開設し、その経営が大きく発展したのを受けて、所有管理する周囲の森林719.5 haでの林業経営に力を入れ始めた。キャンプ場の閑散期となる冬場を中心に、スタッフを森林施業に配置する方式で行われた経営では、当初、製材向けの素材生産・販売を行っていたが、その端材をキャンプ場の利用者に薪として提供したところ、非常に大きな需要であることが判明した。そこで、冬場に加えて、施業の困難な雨天時等に倉庫で薪生産を行ったが、ここ数年はとてもストックが追いつかなくなった。その結果、専門の人員を配置してキャンプ場内で日常的な薪生産を行い、また、周辺の森林所有者や関連企業に、生産した薪や端材を納品してもらうシステムを構築するに至っている。現在、自社の素

材生産量は4,652 m<sup>3</sup>で、うち63%が製材向けの市場出荷、37%がキャンプ場での薪材利用である。薪販売数は年間71,011束、薪のm<sup>3</sup>単価は約6万円と大きな利益率を誇っている（注27）。

この2事例からは、キャンプ場が、林地（土地）、立木、森林空間の活用を促すのみならず、キャンプ用の薪生産を通じて、地域の林業経営の新たな局面を開拓し、森林管理・経営の担い手の確保にも結びつく可能性を示している。

一方、これらの民間フィールド運営者を通じたキャンプ場の森林の有効活用之际には、制度的な問題点も幾つか浮かび上がっている。例えば、森林内に一定規模のキャンプ場を設置するにあたっては、基本的に林地開発許可が必要となり、場合によっては固定資産税の増額を伴う雑種地・宅地等への地目変更も求められる。それらの結果として生じる労力やコストが、過少利用下にある森林を活かす試みの発展を阻害する要因となる。また、後述するように、キャンプ場の運営者の安全管理・賠償責任を網羅する保険制度は定着しているものの、総じて、キャンプ場の利用者側の過失に基づく用地・周辺の森林への被害に対応できているとは限らない。このため、Forentaにおいては、キャンプ向けに森林を貸し出すにあたって、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林保険センターの提供する森林保険（旧：国営森林保険）に加入し、キャンプの火使用に基づく森林火災等の被害に備える等の工夫も見られている（注28）。

#### 2) 地域活性化

キャンプ場の森林利用がもたらす地域活性化には、地域に暮らす地権者やフィールド運営者の収入増は勿論のこと、地域への経済効果、雇用の場の確保、交流・関係人口の増加、資源の循環利用等を通じて、地域社会の持続性を導くという意義が存在する。

国土交通省（2017）によれば、2016年のキャンプ場・オートキャンプ場の宿泊者の旅行消費額は約1,653億円となっている（表-2）。すなわち、各地の森林におけるキャンプ場の利用によって、当該地域を含めた一定の経済効果が生じていることが示されている。

加えて注目すべきは、近年の民間フィールド運営者によるキャンプ場の再生が、野外「教育」や登山・観光での「宿泊」のみならず、地域での利用者の「滞在」を主要な目的としており、また、キャンプ場を地域活性化の基点に位置づける様々な取り組みを進めている点である。前述した有限会社きたもっく、株式会社ふもとっばらの取り組みは、林業経営の発展による森林の有効活用を促すと同時に、キャンプ場を基点とした総合的な地域産業を興すことで、農山村社会の活力向上と持続性を担保する役割も果たしている。有限会社きたもっくでは、従業員100名を雇用しつつ、各種の事業展開を通じて、キャンプ場の来訪者や付近の別荘地居住者が、地域社会との交流を重ね、地域資源の循環利用に貢献する関係人口として位置づけられていくことを目指している（注29）。株式会社ふもとっばらでも、数十名の従業員を雇用し、キャンプ場運営、林業経営に加えて、地域の獣害管理や農産物利用の観点から、レストランやジビエ加工処理施設を運営する等、地域活性化の観点

に基づく事業展開を進めている（注30）。

Forentaによるキャンプ利用者への森林の貸出は、更新も可能な年間契約であるため、長期にわたって利用者が地域に引きつけられ、関係人口となる可能性の高い取り組みである。実際に、現在の57区画には、100名程度の利用者が定期的に訪れており、その都度、地域の商店等を利用している。人口減少の進む2,200人強の東白川村において、100名の関係人口の登場は、地域社会の維持という観点でも大きな存在となっている（注31）。

株式会社ライジングフィールドも、教育・体験の機会提供というキャンプ場運営の方向性に、地域社会への貢献を組み込んでいる。キャンプ場では、地域に暮らす障害者や子供の作った薪が活用され、町内在住者には無料で施設が開放される他、地域の小学生に対してキャンプ場での生活と通学を経験してもらうイベント等も実施されている（注32）。

Waqua合同会社は、四徳温泉キャンプ場の管理運営を皮切りに、総合的なアウトドア観光の振興という観点から、中川村東部・陣馬形山地域の活性化に取り組んでいる。すなわち、中川村等との連携によって、複数のキャンプ場を含めたこの地域の宿泊施設と景観スポットを結ぶトレイル網を大々的に整備し、ウォーキング、トレイルランニング、マウンテンバイクといったレジャー・スポーツを組み合わせることで長期滞在者を増やし、関係人口化や地域での雇用確保を進めていく構想である（注33）。

### 3) 森林利用活動の社会的承認

I.で示した通り、日本においては、1950～70年代という比較的早期から、各省庁の管轄する部門に跨る事業や法令・通達等、森林内でのキャンプ場の設立を正当化する制度基盤が全国的に整備されてきた。とりわけ、青少年の教育や健全な育成という目的の下、1961年の「スポーツ振興法」で、徒歩旅行（「スポーツ基本法」ではハイキング）や自転車旅行（「スポーツ基本法」ではサイクリング）と並んで、キャンプおよびキャンプ場が、明確に振興すべき対象と規定されたことは、その後の拡大に大きな意味を持ったと考えられる。この制度基盤の存在が、1980～90年代のオートキャンプの急成長に際して、キャンプ場を各種の公的補助の対象に含め、それを活用した自治体による設立や、国公有地の民間への貸付等を速やかに促したと捉えられる。

一方、実際の地域でのキャンプ場設立にあたっては、利用者の事故や怪我に際しての安全管理・賠償責任、そして利用に伴う森林植生への影響や土地荒廃等、地権者・管理者としてのリスク軽減措置が必要となる。特に、自治体による公設キャンプ場は、公共施設・公有財産と位置づけられるため、利用者へのルールや管理者の責任・義務を明示することも求められる。このため、自治体ではキャンプ場の設置・管理に際して基本的に「条例」を定め、そこに利用許可の条件、利用料、禁止行為といった対利用者の規定、および管理者の権限・責任・義務の範囲を明記する形をとってきた。但し、2022年1～3月時点で、ウェブ検索から確認できるこれらの121の条例のうち、現状で8割以上（99条例）が指定管理者制度による管理運営を念頭に置いたも

のであり、自治体の管理者としての責任・義務が具体的に記されているものは少ない（注34）。とはいえ、この条例を通じて、設置・管理すべき公共施設としてのキャンプ場の地位、および、指定管理者の管理権限・責任・義務が保障されていることになる。このため、これらの条例は、レジャー目的を含む森林利用活動としてのキャンプ場の社会的な正当性を、実質面で担保してきたと捉えられる。一方で、これらの条例が管理運営の自由度を制限しているとの声も、特に近年、キャンプ場の再生を目指す民間フィールド運営者を中心に聞かれる（注35）。例えば、彼らの要望の一つに、指定管理・再生したキャンプ場の利用料の自己収益化が挙げられるが、上記の検索結果では19条例が、この内容を盛り込む形で改変されている。

もう一つ、制度面を含むキャンプ場の森林利用の社会的承認を促した要素として、日本キャンプ協会、日本オートキャンプ協会、日本アウトドアネットワークといった、関係主体の利害を代表し、キャンプの認知と普及を推し進めてきた全国組織の役割が挙げられる。日本キャンプ協会は、早期から組織キャンプの情報集約・地域連携、『キャンプ研究』や『キャンプ白書』等を通じた情報発信、そして指導者養成の場として機能してきた（注36）。

日本オートキャンプ協会は、オートキャンプ普及のロビーイング、『オートキャンプ白書』等を通じた情報発信に加えて、「キャンプ場総合保険制度」を窓口として提供している。これは、会員キャンプ場向けの団体保険として、施設賠償責任保険を軸に整備され、前年度の来訪者数に応じて保険料が判断される。責任判断や保険料率算定の難しいキャンプ場運営において、個別の交渉を必要とせずに安全管理・賠償責任を補償できる保険として、多くの民間フィールド運営者が加入している。また、日本オートキャンプ協会は、近年、新規の民間フィールド運営者の参入を見込んで、キャンプ場経営セミナー等も開催している（注37）。

日本アウトドアネットワークも、組織キャンプ事業者としての安全管理に即した団体保険を、会員向けに用意している。それまで、個別の事業者単位では規模が小さすぎ、保険会社に対応されないこともあったが、この団体保険を活用することで、加入の労力や保険料負担が大幅に軽減されることになったとされる（注38）。

オンライン検索・予約サイト「なっぷ」とその運営母体も、キャンプ場の情報発信等の面で、キャンプ、民間フィールド運営者の代表組織としての機能を有してきたと捉えられる。近年は、「なっぷ」を通じた予約件数等の推移を定期的に公開すると共に、ソリューション事業として、契約キャンプ場に対してレンタル品や薪の確保を含めたコンサルティングサービスを開始しており、民間によるキャンプ場再生を促進する役割も果たし始めている（注39）。

## IV. 考 察

以上の文献調査、関連統計データの分析、聞き取り調査の結果を踏まえた整理・検証から、戦後の日本では、1950～70年代の制度基盤の構築を背景に、1980～90年代にかけてキャンプ場が大々的に増加する中で、幅広い社会的承認

に基づく森林利用としての地位が確立されてきたことが伺える。この社会的承認の獲得に際しては、各種の全国組織のキャンプ普及への取り組みや利用者の拡大と相まって、各部門に跨った法律、条例、補助事業、保険制度等が、フィールドとなるキャンプ場の設立・運営にあたっての正当性担保とリスク軽減の役割を果たしていた。2000年代以降は、経済不況・施設過剰状態によるキャンプ場の経営悪化が見られたが、民間フィールド運営者を中心とした再生の動きが生み出されてきた。この動きは、近年、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大を挟んで、キャンプの形式・目的・様態、そしてキャンプ場を通じた森林利用を多様化させる方向性を示している。すなわち、森林内での教育・体験を主目的とした組織キャンプ、滞在を主目的としたソロキャンプ、グランピング、ワーケーション等に対応した施設整備がなされると共に、レジャーの充実を念頭に置いた他の利用活動との連携も図られている。

この多様化の結果、現状において、キャンプ場を通じた森林利用が導く、様々な森林の有効活用と地域活性化への可能性がクローズアップされている。各地のキャンプ場では、林地、立木、森林空間の活用が行われ、利用者向けの薪生産が、森林管理・経営の担い手確保を含めた、地域の林業経営の再編・発展を促した事例も見られる。また、その結果としての雇用の確保に加えて、利用者のニーズを地域の経済効果、交流・関係人口の増加、地域資源の総合的・持続的な利用に結びつける形で、地域活性化が促されつつある。

すなわち、林野庁「森林サービス産業」等で想定されている各種の森林の有効活用による新たな地域産業の創出にあたっては、キャンプ場を通じた森林利用が軸としての位置づけを果たしていく可能性が示唆される。今後、この可能性を具現化するには、多様化した民間ベースのキャンプ場運営の方向性を踏まえて、制度面の不備等、それぞれの抱える課題に対処していくことが求められるであろう。

一方で、日本では、1987年「総合保養地域整備法（リゾート法）」前後の大規模リゾート開発等、民間ベースの取り組みが、森林環境や地域社会の持続性を損なってきた歴史もある（土屋 2016）。この回避にあたっては、キャンプ場をめぐる利用者、事業者、フィールド運営者それぞれに対する適切なルールの集約・普及が求められると同時に、公設キャンプ場の「条例」や保険制度等、既存の仕組みが果たしうる役割についても、積極的に検証していく必要がある。

## 謝 辞

本研究は、科研費 JSPS (20H04442)・(19K12453) の助成を受けたものである。なお、本稿の執筆にあたっては、調査対象の各組織・各氏から数々の有益な示唆と協力を頂いた。また、木保知大氏（上田女子短期大学学術研究所）、宮林茂幸氏（東京農業大学）、田中伸彦氏（東海大学）をはじめ、科研費 JSPS (20H04442) の参加者には、調査の遂行に際しての多くの調整や助言等を受けた。ここに記して感謝したい。

本稿に関して、開示すべき利益相反はない。

## 注 記

- (注1) キャンプの形式については、他にも様々な分類が存在する。例えば、日本キャンプ協会「キャンプ指導者入門資料」では、参加者の属性やニーズ等に応じて、幼児キャンプ、青少年キャンプ、高齢者キャンプ、デイキャンプ、短期キャンプ、長期キャンプ、療育キャンプ、エコロジーキャンプ、冒険キャンプ、ユニバーサルキャンプ、学校教育キャンプという分類を設けている（[https://camping.or.jp/archive/#leader\\_document](https://camping.or.jp/archive/#leader_document)）（取得日：2022年5月9日）。
- (注2) 但し、実際には事業者自身でフィールド運営も行っていたり、キャンプ場がイベントとして組織キャンプを主催することもあるため、事業者とフィールド運営者は明確に区分できない場合も多い。
- (注3) キャンプ場を軸にした地域活性化は、森林の有効活用に連動している。すなわち、参加者、事業者、フィールド運営者を含めた域内外の関連主体が、キャンプ場及び周辺の森林に対して見出した多様な価値・便益を、各主体の連携を通じて地域に還元させる仕組みを構築することで、地域コミュニティが維持・強化される（森林総合研究所 2011）と同時に、実際の森林管理・経営の担い手の確保も見込める（志賀ら 2011）からである。
- (注4) 森林サービス産業の施策内容に関しては林野庁公式ウェブサイト（<https://www.rinya.maff.go.jp/j/sanson/kassei/sangyou.html>）（取得日：2020年4月27日）を参照。
- (注5) 時系列順に、「なっぷ」運営母体（中田力氏：2020年8月6日・2022年4月25日）、日本キャンプ協会（秋山千草事務局次長・高橋宏斗主事：2022年3月14日・4月8日）、日本オートキャンプ協会（堺廣明事務局長：2022年4月21日）に対して実施した。なお、「なっぷ」運営会社は、2020年時点では株式会社スペーススキーであったが、2022年時点では株式会社 R.project に移行している。
- (注6) 聞き取り調査の対象とした事業者は、時系列順に、ホールアース自然学校（夫津木学氏：2019年12月4日）、NPO 法人国際自然大学校（佐藤初雄理事長：2020年1月29日）である。また、フィールド運営者は、株式会社 Recamp（中田力取締役：2020年8月6日・2022年4月25日）、株式会社ライジングフィールド（森和成社長：2020年9月8日）、有限会社きたもっく（福嶋淳平地域資源活用事業部長：2020年9月9日・2021年11月8日）、いこいの森共同事業体（辻村百樹氏：2020年11月18日）、Waqua 合同会社（久保田雄大代表：2021年3月5日・6月24日）、Forenta（田口房国代表：2021年11月18日）、株式会社ふもとつばら（竹川将樹代表取締役・松崎誠司事業部長：2022年3月8日）、株式会社 R.project（丹登倫代表：2022年4月25日）、東急リゾート&ステイ株式会社（富山浩一郎地域創造統括部地域創造部長・徳田圭太地域創造統括部蓼科地区事業推進室長：2022年5月2日）、加藤文人氏（PICA・株式会社ピカ創設責任者、株式会社マザーネイチャー代表・一般社団法人日本グランピング協会顧問：2022年5月17日）である。
- (注7) 休暇村公式ホームページ（<https://www.qkamura.or.jp/about/>）（取得日：2022年5月10日）。
- (注8) 林野庁ウェブサイト：レクリエーションの森（[https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu\\_rinya/kokumin\\_mori/katuyo/reku/rekumori/rekumorikubun.html](https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/katuyo/reku/rekumori/rekumorikubun.html)）（取得日：2022年5月10日）。
- (注9) 日本キャンプ協会（2001）、および同協会への聞き取り調査による。
- (注10) 日本オート・キャンプ協会（2009）、日本オートキャンプ協会（2019）、および同協会への聞き取り調査による。
- (注11) 日本オートキャンプ協会（2019）、および各事業者・フィールド運営者への聞き取り調査による。
- (注12) CONE の発起人・理事の一人である佐藤初雄氏（NPO 法人国際自然大学校理事長）への聞き取り調査による。
- (注13) 加藤文人氏への聞き取り調査による。
- (注14) 株式会社 Recamp、株式会社 R.project への聞き取り調査による。
- (注15) これらのオンライン予約・検索システムの構築に携わった、有限会社きたもっく、株式会社 Recamp、株式会社 R.project、加藤文人氏への聞き取り調査による。「なっぷ」自体は、当初、株式会社スペーススキーの下で運営されていたが、株式会社 Recamp 同様、2021年から株式会社 R.project の傘下となっている。予約の管理代行サービスを契約したキャンプ場は、予約毎に一定割合のサービス利用料を支払う仕組みである。
- (注16) 有限会社きたもっくへの聞き取り調査による。
- (注17) Waqua 合同会社への聞き取り調査による。
- (注18) 株式会社ライジングフィールドへの聞き取り調査による。

- (注19) いこいの森共同事業体への聞き取り調査による。  
 (注20) 東急リゾート&ステイ株式会社, 加藤文人氏への聞き取り調査による。  
 (注21) 各事業者・フィールド運営者への聞き取り調査による。なお、「なっぶ」の運営母体が公開している予約件数は、2020年6月以降、以前を上回る形で推移している。これらのデータ公開は、現在、株式会社R.project ウェブサイト (<https://rprojectjapan.com/news1/>) (取得日: 2022年5月20日) にて行われている。  
 (注22) Forenta への聞き取り調査による。  
 (注23) 日本オートキャンプ協会 (2020; 2021), および同協会への聞き取り調査による。  
 (注24) 各事業者への聞き取り調査による。  
 (注25) 「なっぶ」運営母体への聞き取り調査とデータ提供に基づく。  
 (注26) 有限会社きたもっくへの聞き取り調査による。  
 (注27) 株式会社ふもとつばらへの聞き取り調査による。  
 (注28) Forenta への聞き取り調査による。  
 (注29) 有限会社きたもっくへの聞き取り調査による。  
 (注30) 株式会社ふもとつばらへの聞き取り調査による。  
 (注31) Forenta への聞き取り調査による。  
 (注32) 株式会社ライジングフィールドへの聞き取り調査による。  
 (注33) Waqua 合同会社, および中川村役場 (2021年6月25日) への聞き取り調査による。  
 (注34) 2022年1月19日~3月15日にかけて、ウェブ検索サイト Google で「キャンプ場」と「条例」にて検索し、該当した121条例を対象としている。このため、他の名称を冠する施設内のキャンプ場は、自治体の設置・管理下でも検索されなかった可能性が高い。主要な名称としては、「キャンプ場条例」、「キャンプ場の設置及び管理に関する条例」等。  
 (注35) 各フィールド運営者への聞き取り調査による。  
 (注36) 日本キャンプ協会 (2001), および同協会への聞き取り調査による。  
 (注37) 日本オート・キャンプ協会 (2009), 日本オートキャンプ協会 (2019), および同協会への聞き取り調査による。  
 (注38) 日本アウトドアネットワークの発起人・理事の一人である佐藤初雄氏 (NPO 法人国際自然大学校理事長) への聞き取り調査による。  
 (注39) 「なっぶ」運営母体への聞き取り調査による。

## 引用文献

- 愛甲哲也・浅川昭一郎・小林昭裕 (1993) 大雪山国立公園におけるキャンプ場の利用人数と混雑感評価について。造園雑誌 57: 319-324  
 後藤和夫 (1994) オートキャンプ場の計画指針について。積算技術 1994(7): 63-70  
 平野悠一郎 (2016) マウンテンバイカーによる新たな森林利用の試みと可能性。日林誌 98: 1-10  
 平野悠一郎 (2018) 日本におけるトレイルランニングの林地利用の現状と動向: コンフリクトの表面化とランナーの対応。日林誌 100: 55-64  
 平野悠一郎 (2020) 冒険型パークによる森林利用の新展開: フォレストアドベンチャーを事例として。日林誌 102: 358-367  
 星野敏男・多田 聡 (1997) 野外活動の振興課題とこれからのキャンプ研究。キャンプ研究 1: 1-8  
 科学技術庁資源調査会編著 (1966) 自然休養地としての森林の保全開発に関する勧告。科学技術庁資源調査会  
 国土交通省 (2017) 平成 28 年旅行・観光消費動向調査。 <https://www.mlit.go.jp/kankocho/siryou/toukei/shouhidoukou.html> (取得日: 2022年5月11日)  
 国立研究開発法人森林研究・整備機構 (2021) 陸域における自然資本・生態系サービスがもたらす自然的価値の予測評価: 平成 28 年度~令和 2 年度。環境研究総合推進費: 修了成果報告書  
 今野知樹・宮林茂幸 (1997) オートキャンプと森林利用に関する一考察: オートキャンプ場開発の実態と問題点。日林論 108: 67-68  
 神戸新聞 (2022) キャンプ場どこも満杯、熾烈な予約競争奪戦、醍醐味はたき火、コロナ禍でブームに加速。 <https://www.kobe-np.co.jp/news/sougou/202205/0015281929.shtml> (取得日: 2022年5月7日)  
 林野庁監修 (1995) 国有林野関係通達集: 管理編 (平成 7 年版)。林野弘済会  
 林野庁 (2021) 日本美しの森お勧め国有林: いちおしの森&キャンプ BOOK。 [https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu\\_rinya/kokumin\\_](https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_)

- mori/katuyo/ (取得日: 2022年5月8日)  
 林野庁森林組合課編 (1978) 第2次林業構造改善事業の概要。林野庁森林組合課  
 松田春英・田代優秋 (2013) 自然体験活動の場としての公設キャンプ場の現状と課題: 徳島県立佐那河内いきものふれあいの里キャンプ場における過去 15 年間の利用者情報から。徳島大学地域科学研究 3: 151-160  
 宮内泰介編 (2006) コモンズをささえる仕組み: レジティマシーの環境社会学。新曜社  
 溝手康史 (2015) 山岳事故の法的責任: 登山の指針と紛争予防のために。ブイツーツソリューション  
 皆上 伸・柴崎茂光・愛甲哲也・柘植隆宏・庄子 康・八巻一成・山本清龍 (2013) 十和田八幡平国立公園奥入瀬溪流におけるリスクマネジメントの現状と課題: 利用者と管理者の視点から。林業経済研究 59(3): 10-20  
 中島 豊 (2021) 大正時代から昭和時代戦前期までの社会事業における組織キャンプ (その1): 雑誌『東京府慈善協會報』より『社会福利』に至るまでに掲載された記事にみるキャンプを表わす用語。キャンプ研究 24: 3-14  
 中村正雄 (1995) 1950 年代における野外活動の傾向に関する研究。日本レジャー・レクリエーション学会第 25 回学会大会: 112-113  
 日本オート・キャンプ協会 (2009) 協会 40 年の歩み: 新しいライフスタイルと文化の創造。日本オート・キャンプ協会  
 日本オートキャンプ協会 (2012) オートキャンプ白書 2012。日本オートキャンプ協会  
 日本オートキャンプ協会 (2019) 日本のオートキャンプ: JAC50 年の歩みとともに。日本オートキャンプ協会  
 日本オートキャンプ協会 (2020) オートキャンプ白書 2020。日本オートキャンプ協会  
 日本オートキャンプ協会 (2021) オートキャンプ白書 2021。日本オートキャンプ協会  
 日本キャンプ協会 (2001) 夢・冒険・自然: (社)日本キャンプ協会 35 周年記念誌。日本キャンプ協会  
 日本キャンプ協会 (2017) キャンプ白書 2016。日本キャンプ協会  
 日本キャンプ協会 (2022) キャンプ白書 2021。日本キャンプ協会  
 日本観光協会 (1997) 公営キャンプ場ガイドブック: 青少年・家族旅行村及び家族キャンプ村編。日本観光協会  
 岡村泰斗・飯田 稔・橋 直隆・関 智子 (2000) キャンプにおける環境教育・冒険教育プログラムが参加者の自然に対する態度に及ぼす効果の比較研究。野外教育研究 3(2): 1-12  
 志賀和人・藤掛一郎・興栞克久編著 (2011) 地域森林管理の主体形成と林業労働問題。日本林業調査会  
 森林総合研究所編 (2011) 山・里の恵みと山村振興: 市場経済と地域社会の視点から。日本林業調査会  
 総務省統計局 (2017) 平成 28 年社会生活基本調査。 <https://www.stat.go.jp/data/shakai/2016/kekka.html> (取得日: 2021年3月9日)  
 菅 豊 (2005) コモンズと正当性: 「公益の発見」。環境社会学研究 11: 29-38  
 田中伸彦 (2005) 地域森林計画区における観光レクリエーション機能の評価に関する研究。東京大学大学院農学生命科学研究科博士学学位論文  
 田中伸彦 (2007) 明治期から 1960 年代にかけての日本の観光レクリエーションに関わる施策の動向。林業経済 60(4): 1-16  
 田中伸彦 (2015) 1970 年代から 1990 年代にかけての日本の観光レクリエーションに関わる林野施策の動向。林業経済 68(1): 19-35  
 土屋俊幸 (2002) 森林資源の多面的利用の現状。餅田治之編著。日本林業の構造的変化と再編過程: 2000 年林業センサス分析。農林統計協会: 56-79  
 土屋俊幸 (2016) 森林の観光レク利用と地域資源管理。(森林管理制度論。志賀和人編著。日本林業調査会)。187-228  
 築山泰典・石田頼識・瀬尾賢一郎・高瀬宏樹 (2011) キャンプ参加児童に対する教育効果と保護者の認識・期待との関連性。キャンプ研究 16: 3-11  
 八巻一成 (1993) 「森林の総合利用」施策の現状: 北海道の場合。林業経済 46(10): 1-6  
 山脇あゆみ (2010) 近代日本の野外教育史に関する一考察: イギリス・ドイツ・アメリカの影響。人間社会環境研究 20: 1-20  
 吉田一郎・林健児郎・酒井哲雄 (2020) 日本における組織キャンプのひとつの萌芽: 学習院の遊泳演習について。キャンプ研究 23: 3-12  
 渡邊宏美・大浦由美 (2003) 地域住民による自然休養林の管理運営実態: 八曾自然休養林を事例として。第 114 回日本林学会大会